

令和元年度子育てのための施設等利用給付制度の御案内

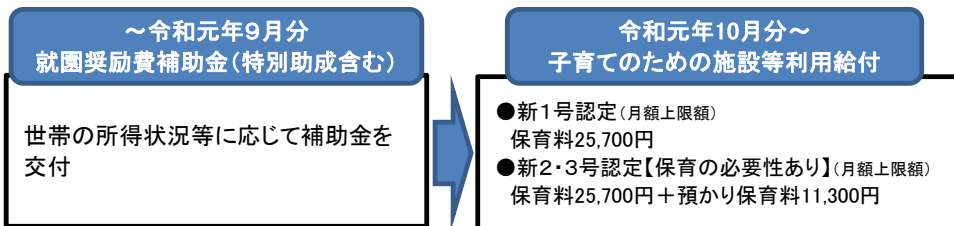
(子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の「無償化」対応)



生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから子育てに係る経済的な負担を軽減するため、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（従来の就園奨励費補助金の対象幼稚園。以下、「新制度未移行幼稚園」といいます。）や幼稚園等が実施する預かり保育事業の利用者への無償化制度として、令和元年10月から、**子育てのための施設等利用給付**（以下、「利用給付」といいます。）が新たに創設されましたので、内容、手続きなどを御案内します。

1 「無償化」の内容

(1) 施設保育料（幼稚園保育料）



月額25,700円^(※1)を上限に無償化となります。入園料は、入園初年度のみ月単位（月額）を算出し、保育料と合わせて

月額上限額まで無償化の対象となります。（入園料（月額）＝入園料÷年間在籍月数（10円未満切捨て））

また、幼稚園と障がい児通所施設等を併せて利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

※1 国立大学附属幼稚園は、月額8,700円が上限。特別支援学校幼稚部は、月額400円が上限。

(2) 預かり保育利用料

保育の必要性があると認定を受けた場合に限り、最大月額11,300円^{※2}を上限に無償化となります。

なお、在園している幼稚園が預かり保育を実施していない場合や預かり保育の提供が十分な水準でない場合^{※3}に限り、預かり保育利用料と認可外保育施設等の利用料を併せて、預かり保育利用料として上限額まで無償化の対象となります。

※2 日額単価（450円）×利用日数と比較して低い方の金額を上限。満3歳児は、市民税非課税世帯のみ無償化の対象で月額16,300円が上限。

※3 事前に施設の申請に基づき、市が確認を行い、要件に該当する施設に通知します。

(3) 給食費

給食材料費は無償化の対象外になります（施設によっては、給食材料費を保育料に含めて徴収していますが、給食材料費は無償化の対象外になります）。

ただし、年収360万円未満相当世帯（市民税所得割額77,100円以下）の子ども及び所得階層に関わらず多子軽減カウント方法を適用して第3子以降となる子どもの副食費（おかず、おやつ）は、別途軽減する方向で検討しています。詳しくは、内容が決まり次第、お知らせします。

(4) 対象外の費用

実費徴収の費用などは無償化の対象外です。（通園時の全ての費用が「無償」になるものではありません。）

例) 実費（給食費、通園送迎費、行事費、教材費）、保護者会費、施設維持費、施設協力費、プレスクール（2歳児を対象として教育・保育活動）の利用料

(5) 無償化の手続き

無償化対象の費用は、施設にお支払いいただいた後、市から相当額の給付金（施設等利用費）を給付することにより、「無償化」します。給付にあたっては、事前に認定（子育てのための施設等利用給付認定）を受けていただく必要がありますので、子どものための施設等利用給付認定・変更申請書に必要書類を添えて期限までに提出してください。

施設等利用費の給付時期は以下の予定です。

- 幼稚園保育料 : (10月分～3月分) 令和2年3月末ごろ
- 預かり保育利用料 : (10月分～12月分) 令和2年3月末ごろ / (1月分～3月分) 令和2年6月末ごろ

【お問合せ先】

吹田市児童部保育幼稚園室 経理・整備グループ 無償化担当
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号（低層棟2階217番窓口）
TEL: 06-6384-1592（直通） FAX: 06-6384-2105

2 子育てのための施設等利用給付認定とは

子育てのための施設等利用給付を受けるためには、住民登録があり居住実態のある市町村から、事前に認定を受ける必要があります。認定の種類は、年齢、「保育の必要性」などの要件の違いにより3種類あります。認定区分により利用給付（＝「無償化」）の範囲が異なりますので、注意してください。

(1) 認定の種類及び利用給付の範囲等

認定区分	年齢※4要件	保育の必要性※5要件	対象施設・事業	利用給付の範囲（月額）
新1号認定	満3歳～5歳	不要	新制度未移行幼稚園等(私学助成幼稚園、国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部	幼稚園保育料 (上限25,700円)
新2号認定	3歳～5歳	必要	幼稚園の預かり保育(幼稚園の預かり保育の提供が十分でない場合は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用も含む)	幼稚園保育料 (上限25,700円) +
新3号認定 (市民税非課税世帯のみ)	0歳～2歳 (満3歳含む)	必要		預かり保育利用料 (新2号上限11,300円※6) (新3号上限16,300円※6)

※4 年齢は、4月1日時点の年齢を確認してください。満3歳とは、3歳になって以後、最初の3月31日までの子どもをいいます。

※5 共働き等により家庭で保育ができない場合など、あらかじめ定められた事由に該当する場合は「保育の必要性がある」といいます。詳しくは、「(2) 保育の必要性」を参照してください。

※6 利用の実態に応じて「日額単価(450円)×利用日数」と比較して低い方の金額が上限となります。

(2) 保育の必要性

新2号・新3号認定を受けるにあたって必要な「保育の必要性」とは、保護者の方が以下の事由に該当する場合はいいます。

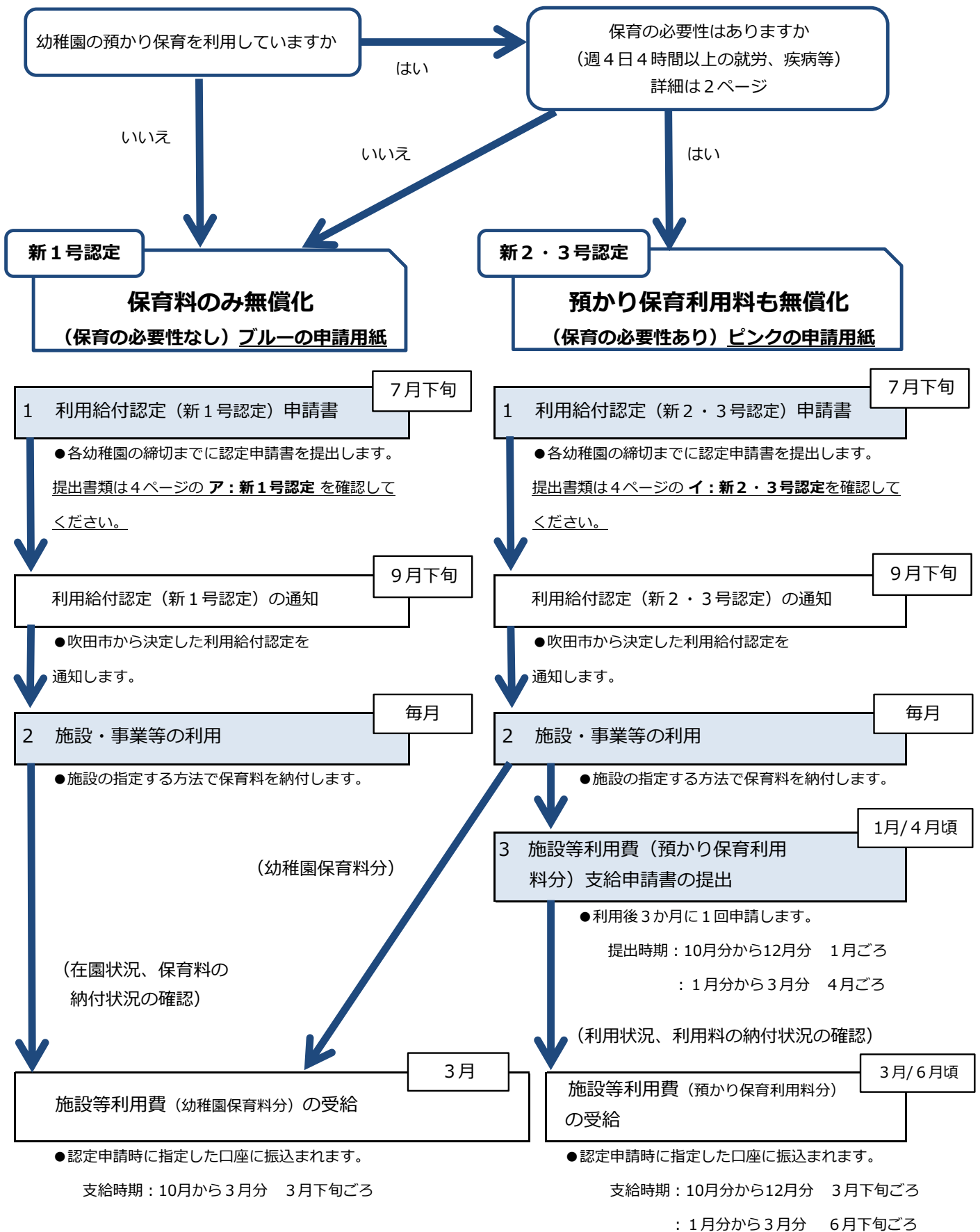
事由	保護者の状況	認定期間
就労	週4日かつ1日4時間以上就労している。(就労形態は問わない。就労内定を含む。)	就労している期間
妊娠・出産	出産予定・出産して間もない。	出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障がい	病気やケガをしている。また心身に障がいがある。	療養にかかる期間
介護・看護	病気や心身に障がいのある同居の親族を常に介護・看護している。	介護・看護に必要な期間
求職活動	求職活動を行っている。求職活動を行う。(起業準備を含む。)	就労を開始するまで (最長3か月間)
就学	週4日かつ1日4時間以上通学している。(通学内定を含む。) ・学校教育法第1条に規定する学校に在学していること ・職業能力開発促進法第15条の7第3項もしくは、同法第27条第1項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けていること	在学している期間
その他	災害復旧にあたる場合など市長が認める場合。	各事由により必要な期間

新2号(又は新3号)の認定期間が終了した場合、終了後は預かり保育利用料は利用給付(＝「無償化」)の対象となりません。引き続き事由が継続される場合は、必要な手続きを行ってください。認定は遡及しませんので必ず事前に手続きを行ってください。また、事由が消滅する場合、変更となる場合も手続きが必要です。

また、保育の必要性が認められた場合でも、預かり保育の利用を保障するものではありません。各園の実施する預かり保育の定員については、限りがありますので留意してください。

3 利用給付手続きの流れ

保育の必要性の「あり」「なし」によって、手続きや申請書などの提出書類等が異なります。



※施設等利用費(預かり保育料)支給申請に必要な書類や詳細な提出時期については、利用給付認定の通知に同封して案内する予定です。

4 提出書類

(1) 提出期限

各幼稚園の提出期限までに提出してください。期限は厳守してください。

「保育を必要とする事由証明書」が各幼稚園の提出期限までに間に合わない等の理由により、保育幼稚園室へ直接書類を送付される場合は、**令和元年(2019年)8月30日(金)までに**保育幼稚園室へ郵送してください。

(2) 提出先

各幼稚園

(3) 必要書類

ア：保育を必要とする事由がない方(新1号認定)

必要な書類	区分	備考
(1) 子育てのための施設等利用給付提出書類確認票 (A票)	必須	
(2) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (B票)	必須	
(3) 住民税課税証明書 (平成31年1月1日時点で吹田市に住民票がない方)	該当者のみ	就園奨励費補助金の申請時に吹田市に提出いただいた証明を用いることに同意される方は提出不要

イ：保育を必要とする事由がある方(新2・3号認定)

必要な書類	区分	備考				
(1) 子育てのための施設等利用給付提出書類確認票 (A票)	必須					
(2) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (C票)	必須					
(3) 住民税課税証明書 (平成31年1月1日時点で吹田市に住民票がない方)	該当者のみ	就園奨励費補助金の申請時に吹田市に提出いただいた証明を用いることに同意される方は提出不要				
(4) 保育を必要とする事由を証明する書類 ※	保育を必要とする事由	必要書類	区分	備考		
		就労	雇用	保育を必要とする事由証明書	該当者のみ	保護者が代表の場合、ご自身で作成してください。
			自営	保育を必要とする事由証明書		
	内職		保育を必要とする事由証明書			
	妊娠・出産	母子健康手帳の写し	表紙及び分娩予定日が確認できるページの写しを提出してください。			
	疾病・障がい	保育を必要とする事由証明書	傷病名、期間、保育が困難な状況が記載されたものを提出してください。			
		障害者手帳の写し	障がい名、本人欄が確認できるページの写しを提出してください。			
	介護・看護	保育を必要とする事由証明書	介護・看護が必要な同居親族の傷病名、期間、介護の要否が記載されたものを提出してください。			
	求職活動	なし				
	就学	在学証明書 (原本)	在学予定者は合格通知書の写しでも代用可能です。			
時間割、タイムスケジュール		時間割がない方は時間割等を自作してください。				
その他		保育幼稚園室にお問い合わせください。				

【※吹田市小規模保育施設等卒園児受入臨時補助金】

吹田市小規模保育施設等卒園児受入臨時補助金の申請の際に提出していただいた「保育を必要とする事由証明書」から証明内容に変更がない場合（離職等で就労先が変わっているなどの変更がない場合）は、今回の申請においては「保育を必要とする事由証明書」の提出は不要です。子育てのための施設等利用給付提出書類確認票 (A票) の「後日提出する場合は時期を記入」の欄に提出済である旨を記入してください。

【マイナンバーの利用】

利用給付及び給食費（副食費）の負担軽減事務において、マイナンバー（個人番号）を利用することができます。

ただし、市区町村間をまたぐ情報連携については、全国的なシステム対応が間に合わないため、令和3年6月以降となる見込みです。

平成31年1月1日時点で吹田市に住民登録がなかった方は、住民登録があった市区町村で発行される平成31年度の課税証明書（市町村住民税所得割額等分かる証明書）の提出が必要です。なお、令和元年度については、就園奨励費補助金の申請時に吹田市にご提出いただいた証明を用いることに同意される方は提出不要です。